

準団体月払取扱特約条項

(平成20年6月2日改正)

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

1. 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 变額保険（有期型）契約、变額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定めた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3カ月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納を行ったとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払に変更します。
3. 準団体月払取扱を個人扱の年払または半年払に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（社員配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の社員配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、社員配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。